

消防消第82号  
平成18年6月15日

各 都道府県消防防災主管部長 殿  
（消防学校設置市）消防長

消防庁消防・救急課長

消防機関による適切な報道対応に関する教育について（依頼）

消防機関は、災害発生時等には、報道機関を通じて適切かつ的確に国民に情報提供する必要がありますが、最近の事件・事故の報道対応における消防職員の発言の中に、被災者等のプライバシーに関する情報と受け取られかねないものも見受けられるとの指摘があるところです。

消防庁においては、このような指摘を踏まえ、「消防機関による適切な報道対応体制について」（平成17年3月17日付け消防消第66号消防庁消防課長通知）により、各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長に対し、消防機関による適切な報道対応体制について厳正な対応をお願いしたところですが、このことをさらに徹底するためには、全国の消防学校において、報道対応に関する教育を強化していただく必要があります。

貴職におかれては、下記に基づき、貴都道府県又は市の消防学校における報道対応に関する教育の強化について特段の御配慮をお願いいたします。

なお、今年度から消防大学の総合教育及び専科教育において、報道対応に関する教育を強化していることを申し添えます。

記

各消防学校においては、以下のとおり、報道対応に関する教育を強化すること。

- 1 報道対応に関する教育を強化すべき教科目及び分類指標  
別紙1のとおり
- 2 講師  
各消防学校の教官、各消防本部の広報担当者又は外部講師
- 3 教育内容  
「消防機関による適切な報道対応体制について」（平成17年3月17日付け消防消第66号消防庁消防課長通知）（別紙2）の内容を踏まえたものとする。

(別紙1)

『消防学校の教育訓練の基準』の教育指標について(平成15年11月19日付け消防消第220号消防庁消防課長通知)に示す教科目及び分類指標中、報道対応に関する教育を強化すべき教科目及び分類指標

教育訓練の種類	種別	教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容
幹部教育	初級幹部科	人事業務管理	情報公開と個人情報保護	個人情報保護制度
	中級幹部科	人事業務管理	情報公開と個人情報保護	個人情報保護制度
		現場指揮	災害現場の指揮	災害現場広報要領
	上級幹部科	業務管理	情報政策	情報公開と個人情報保護
		事例研究	実務研究課題討議	報道対応事例
専科教育	警防科	消防戦術と安全管理	災害現場の指揮	災害現場広報要領
	特殊災害科	該当する教科目及び分類指標はないが可能な限り実施		
	予防査察科	該当する教科目及び分類指標はないが可能な限り実施		
	危険物科	該当する教科目及び分類指標はないが可能な限り実施		
	火災調査科	原因調査関係法規	原因調査に係る関係法規等	情報公開
	救急科	該当する教科目及び分類指標はないが可能な限り実施		
	救助科	該当する教科目及び分類指標はないが可能な限り実施		
初任教育	初任教育	サービスと勤務	地方公務員制度	地方公務員の義務と責任
			情報公開と個人情報保護	個人情報保護制度
	予防広報	消防広報	消防広報の概念	
			広報活動と広聴活動	
			災害現場広報	
			消防広報と人権	
	消防活動訓練	現場広報訓練	現場広報要領	
消防活動応用訓練	消火活動訓練	現場広報要領		

(別紙2)

消防消第66号  
平成17年3月17日

各都道府県消防防災主管部長

殿

東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁消防課長

消防機関による適切な報道対応体制について（通知）

消防機関は、災害発生時には適切な情報を報道機関を通じて、的確に国民に提供する必要がありますが、最近、全国各地で発生している事件・事故の報道対応において、消防職員の発言の中に、被害者等のプライバシーに関する情報と受けとられかねないものも見受けられるとの指摘もあるところです。

地方公務員法第34条（秘密を守る義務）では、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」とされ、とりわけ住民の生命、身体及び財産の保護を任務とし、個人のプライバシーに直接接する機会が多い消防職員が、その組織及び職員に対する住民の信頼に基づいて円滑な任務遂行を果たすためには、この規定の遵守が特に求められるものであります。

加えて、昨今の社会情勢は、本年4月に個人情報保護法が全面施行されるなど、国民の個人情報の漏洩に対する不安感やプライバシー意識の高まりへの対応が求められているところであり、こうした面にも十分留意する必要があります。

つきましては、消防職員がマスコミの取材に対応する場合の留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、この旨十分理解のうえ、厳正な対応をされるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、この旨を通知のうえ、周知徹底されるようお願いいたします。

## 記

### 1 報道対応体制の確立

各消防本部は、報道機関からの取材に対し、消防職員が個人として対応することなく、組織として対応する体制を平素から整備しておくこと。

### 2 災害発生時の対応

#### (1) 報道発表

多くの負傷者が発生する事故などについて、社会からの関心の高い事案については、事実を早急に取りまとめ、消防本部の発表として正確な内容を迅速に報道発表すること。

#### (2) 対応窓口の明確化

報道機関からの取材に対しては、対応窓口を明確にして対応すること。

#### (3) 留意事項

報道発表の際には、捜査情報、個人情報、プライバシー、被災者家族の心情に十分配慮すること。

### 3 職員教養の実施

(1) 各消防本部は、守秘義務規定の趣旨・内容を徹底するとともに、プライバシーや個人情報等の取扱について職員に教養を行うこと。

(2) 職員が休日等の職場を離れている場合であっても、また、その職を退いた後も守秘義務がある等の留意事項についても教養すること。